

## りそな資金配分サービス利用規定

(2020年4月改定)

1. 表記依頼書記載のとおり、ご指定の振替日（以下「振替日」といいます。）の業務終了後に、ご指定の入金口座（以下「入金口座」といいます。）毎に計算したご指定の振替金額（以下「振替金額」といいます。）の合計額（以下「振替合計額」といいます。）を、ご指定の引落口座（以下「引落口座」といいます。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ、株式会社りそな銀行または株式会社埼玉りそな銀行（以下「当社」といいます。）所定の方法により入金口座へ振替えます。
2. 振替日に引落口座の最終残高が振替合計額に満たないときは、当日の振替を取止められたものとします。
3. 本契約にかかわる月間利用手数料は当社所定の料率により1カ月分を後払いするものとし、毎月当社所定の日引落口座から上記1の方法に準じて払戻しのうえ利用手数料に充当します。なお、入金口座登録料は当社所定の料率により契約時に支払うものとし、前記の方法で自動引落しすることができるものとします。
4. 引落口座、入金口座、振替日、振替金額、その他振替内容を変更する場合、および本契約を解約する場合は、直ちに書面によって当社に届出てください。この届出の前に生じた損害等については、当社は責任を負いません。その他当社の責めによらない事由により生じた損害について、当社は責任を負いません。
5. (1) 当社は、りそな資金配分サービス利用規定（以下「本規定」といいます。）の変更が利用者の一般の利益に適合する限り、又は、本規定の変更が、りそな資金配分サービス（以下「本サービス」といいます。）の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本規定を変更することができるものとします。この場合、当社は当社ホームページ上の「りそな資金配分サービス利用規定」を改定し掲示します。  
(2) 当社は、前項の掲示で指定した日（以下「変更日」といいます。）以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に契約者が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定の内容について異議なく承諾されたものとみなしますので、契約者は本サービスを利用する際には、ホームページ上の利用規定をご確認のうえご利用ください。  
(3) 契約者は、(1)の利用規定の変更に同意されない場合、この契約を解約することができます。

以上